

## 遺言執行手数料

遺言執行手数料は、遺言者の方が亡くなった後に、遺言内容を実現するための各種手続を講じて遺言内容を実現した段階で、相続財産から差し引かせていただく手数料となります。遺言執行手数料の算定方法につき、弊所は以下の基準に依っています。

	相続財産の額	手数料
遺言執行手数料 (別途消費税)	300万円以下の場合	30万円
	300万円～3000万円	2%+24万円
	3000万円～3億円	1%+54万円
	3億円～	0.5%+204万円
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者の協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

※遺言執行事務に伴う郵券代、戸籍取得費用等の実費、日当が発生した場合は、別途相続財産の中からご負担いただくこととなります。